

第2節 指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

（頭部後傾抑止装置）

第109条 追突等による衝撃を受けた場合における当該座席の乗車人員の頭部の保護等に係る頭部後傾抑制装置の性能に関し、保安基準第22条の4の告示で定める基準は、別添34「頭部後傾抑止装置の技術基準」に定める基準とする。この場合において、次に掲げる頭部後傾抑止装置であって、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられた頭部後傾抑止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた頭部後傾抑止装置
- 二 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた頭部後傾抑止装置
- 三 J I S D4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの
- 四 J I S D4606「自動車乗車用ヘッドレストレイント」又はこれと同程度以上の規格に適合した頭部後傾抑止装置であって、的確に備えられたもの